

會 報

第609号

2019年6月1日発行

一般社団法人

監査懇話会

編集発行人 菅野 重雄

<https://kansakonwakai.com>

第318回監査セミナー

2019年4月5日

演 題：2019 年株主総会に向けての留意点

講 師：日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士 松山 遥氏

I はじめに

1. 最近の不祥事の特徴

取締役会改革、社外取締役活用等ガバナンス強化が進められながらも、企業の組織的な関与の疑われる不祥事が相次いで発生、経営トップによる不正リスクも顕在化している。前者はまさに内部統制システムの実効性が試される場面、後者は内部統制システムの枠を超えるものであり、まさに経営トップの指揮命令系統に属さない監査役がその役目を果たすべき時である。特に監査役を中心に内部監査部門・会計監査人との三様監査が重要となっている。

2. 法改正等の検討状況

本年の総会で新たに対応すべき法改正等は特にないが、新たな改正に向けた動きがある。

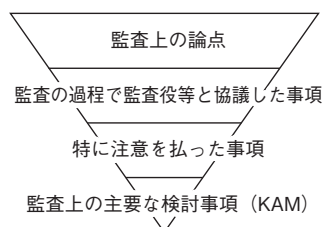
本年1月16日に決定された会社法・法制見直し要綱案では、株主総会資料の電子化・株主提案権の制限・社外取締役の義務化・役員報酬制度の見直しなどが議論されている。昨年はコーポレートガバナンス・コード(CGコード)が改訂され、投資家と企業の対話のガイドライン策定、経営トップのサクセッションプランの必要性、指名・報酬諮問委員会の活用拡大などが要請されている。昨年1月「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を受け、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示例を公表。同じく昨年11月、建設的な対話の促進に向けた情報提供として①役員報酬の開示拡大②政策保有株式の開示項目追加などが提案されている(本年有価証券報告書等から対応)。昨年7月に企業会計審議会より改訂監査基準が公表され、金商法に基づく企業の財務諸表の監査報

告書へ「監査上の主要な検討事項(KAM)」の記載が求められるようになります。

※KAMは、2021年3月31日以降終了する事業年度に係る監査から適用されます。ただし、2020年3月31日(米国証券取引委員会に登録している会社においては、2019年12月31日)以降終了する事業年度に係る監査から早期適用することができます。

3. 監査上の主要な検討事項(KAM)

監査人が当年度の財務諸表の監査において、特に重要と判断した事項をKAMとして開示することが求められる。



II 株主総会までのスケジュールと準備

1. 株主総会までのスケジュール

3月末日	事業年度の末日→決算確定作業へ
4月	会計監査人・監査役へ計算書類(附属明細書含む)の提出 監査役へ事業報告(附属明細書含む)の提出
4月下旬	株主提案権の行使期限(総会の日より8週間前まで)
5月上旬	会計監査人監査報告の提出(計算書類等提出の日から4週間以内)
5月中旬	監査役会監査報告の提出(会計監査人の報告の日から1週間以内) 決算取締役会 事業報告・計算書類の承認

	定時株主総会招集事項の決定
5月下旬	招集通知の校了
6月上旬	招集通知の発送 (総会の日より2週間前まで) 事業報告・計算書類の備置 (総会の日より2週間前から) 事前質問状の送付期限 (総会の日より相当の期間前まで)
6月下旬	定時株主総会

2. スケジュールについて

CGコードの基本原則には株主の権利・平等性の確保が掲げられており、株主総会における権利行使が適切に行われるような環境整備が求められている。

(1)招集通知の早期発送、HP等への掲載

株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう早期発送に努め、発送までの間にTDnetやHPで公表、招集通知の発送前WEB開示を行う企業が増加、開示時期も早期化している。

(2)総会開催日の検討

株主との建設的な対話と正確な情報提供等のため総会開催日を適切に設定する。

(3)招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用

海外機関投資家による議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を進めるべき。機関投資家からはプラットフォーム利用についての要望が強い。

(4)実質株主の総会への出席

信託銀行等名義で株式を保有する機関投資家が総会で自ら議決権行使等を希望する場合への対応を準備すべき。株主「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」に基づき、実質株主の

入場を認める会社も増えつつある。

3. 招集決定までに検討しておくべき事項

(1) 会計監査人の評価・再任の是非

- ・監査役会で会計監査人の選任・解任・不再任議案を決定し（会社法344条1項）、候補者とした理由を開示しなければならない（会社法施行規則81条2号）…以下会社法施行規則は「規則」と表記、会社計算規則は「会社計算規則」と表記
- ・会計監査人の報酬等の額についても、監査役会が同意した理由について開示しなければならない（規則126条2号）。
- ・監査役は会計監査人候補を適切に選定するための基準を策定すべき（CGコード補充原則3-2①）。

監査役会として、株主総会の招集決定までの間に、当該会計監査人を評価基準に従って評価し、再任の是非を検討する必要がある。

会計監査人から監査結果報告とともに、ガバナンス状況等についても報告を受け確認し、会社の経理部等にも監査の状況を確認して会計監査人再任の是非を検討する。

(2) 内部監査部門における監査実績の評価

- ・大会社は内部統制システム決定の概要だけでなく、運用状況も事業報告で開示しなければならない（規則118条2号）。
- ・監査役は内部統制システムの決定・運用の相当性につき意見がある場合には監査報告に記載しなければならない（規則129条1項5号）。

監査役会は、内部監査部門の監査結果の報告を受け、内部統制の運用状況を確認しておくことが重要となる。監査委員会・監査等委員会では、内部監査部門の監査状況をモニタリングする必要がある。

(3) 指名・報酬の決定プロセスの相当性（監査等委員会の場合）

- ・監査等委員会設置会社では、監査等委員会は監査等委員以外の取締役の指名・報酬についての意見を決定しなければならない（会社法399条の2第3項3号）。

株主総会の招集決定において取締役選任議案の承認に先立ち、監

査等委員会において取締役候補者の指定に係る方針・プロセスが適切だったか確認し、監査等委員会としての意見について協議しておく必要がある。

そのためには、任意の指名・報酬諮問委員会を設置している場合は、当該委員会における審議のプロセスやどのような協議がなされたのかを確認する必要がある。これら委員会を設置していない場合には、具体的な指名プロセスにつき確認する。

※監査役会設置会社・監査等委員会設置会社であっても、指名・報酬に関する任意の諮問委員会を設置し、社外取締役を関与させることが強く提言されている（CGコード原則4-10）。

(4) 監査役選任議案への同意

- ・株主総会に監査役選任議案を提出するには監査役会の同意を得なければならない（会社法343条1項）。
- ・昨年改訂されたCGコード原則4-11では、監査役には適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきとされている。
- ・機関投資家からは長期在任の社外役員に対して独立性なしとして反対意見が出ることがあり、任期の上限を設けるべきかどうか検討する必要がある。

こうしたCGコードの要請、機関投資家の意見についての協議検討、常勤監査役・社外監査役のサクセッションについて指名委員会や監査役会はどう関与すべきかを検討しておく必要がある。

(5) 株主提案が出された場合の確認事項

昨年6月の総会では、株主提案があった会社は42社で過去最多（うち2社は株主提案に係る議案が承認可決された）。

- ・株主提案の要件…個別株主通知の有無・株式保有要件（株式数・期間=8週間前）を確認。
- ・株主提案の議案内容…定款変更・役員選任・剰余金処分が多い。
- ・拒絶事由…①法令・定款違反かどうか②実質的に同一議案について総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3

年を経過しているかどうか。

- ・取締役会の意見…意見の内容・記載量は適切かどうか。
- ・会社法改正要綱案…提案できる議案数・目的等によって制限を加える方向性。



Ⅲ 監査報告の作成

1. 監査報告の記載事項

(1) 会計監査に係る記載事項

会計の専門家である会計監査人がまず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する（会計監査人監査を前提とした監査）。

会計監査人の会計監査報告

- ・会計監査人の監査の方法及びその内容（会社計算規則126条1項1号）。
- ・計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかに関する意見（同2号）→無限定適正意見、除外事項を付した限定適正意見、不適正意見。
- ・2号の意見がないときはその旨及びその理由（同3号）→会計監査人が意見を表明するための合理的な基礎が得られなかったと判断した場合には意見が表明されない。

例：重要な監査手続を実施できなかったとき、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわたるとき、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を呈示しないときなど。

- ・追記情報（同4号）→継続企業の前提に関する注記（正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）。
- ・会計監査報告を作成した日（同5号）

監査役・監査役会の会計監査報告（会社計算規則127条、128条）

- ・監査役の監査の方法及びその内容（1号）
- ・会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとしたときはその旨・その理由（2号）→会計監査人の適格性・監査手続・監査計画・監査実施状況・監査役監査との整合性等を考慮して、方法及び内容の相当性を判断する。
- ・重要な後発事象（3号）
- ・会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項（4号）→CGコードで会計監査人評価基準を策定することが求められている。当該基準に従って会計監査人の独立性に関する内規、監査の品質管理のための社内体制等を確認する必要がある。
- ・監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由（5号）→監査の信頼性の限界についての注意喚起。これによって社内の協力を得やすくする効果を期待。

(2)業務監査に係る記載事項

業務監査は監査役が行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

監査役・監査役会の業務監査報告（規則129条1項、130条2項）

- ・業務監査の方法及び内容（1号）
- ・事業報告・附属明細書が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見（2号）
- ・取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実（3号）→取締役が関与する不祥事が起きた場合には、ここで指摘する。「重大な事実」は重大性の判断基準を検討する必要がある。
- ・監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由（4号）
- ・大会社における「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての決定・運用等の記載があるときはそれに対する意見（5号）→内部統制システムの決定概要だけでなく運用状況の相当性についてもチェックする。従業員による不祥事が起きた場合には内部統制システムに不備がなかったかどうかを検討し、ここで指摘する

必要あり。

- ・親会社との取引（個別注記表において注記を要するもの）について、会社の利益を害さないように留意した事項等の記載があるときはそれに対する意見（5号）→親会社取引の相当性については取締役会・社外取締役だけでなく監査役も検討する。
- ・会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見（6号）

2. 監査役会における審議

(1)協議の方法

監査報告を作成する場合、監査役会は1回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見交換ができる方法で、監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（規則130条3項、会社計算規則128条3項）。

もともと監査役会では決議の省略（書面決議）は認められていないが、監査報告作成の場面については特に審議の機会を設けるべき点を明文化したもの。

(2)監査報告の作成

監査役会は、監査役が作成した監査報告に基づき監査役会監査報告を作成する（規則130条、会社計算規則128条）。

監査役会の結論は多数決で決められるが（会社法393条1項）、異なる意見を有する監査役は当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる（規則130条2項、会社計算規則128条2項）。この点は、監査等委員・監査委員たる取締役にも認められている。

3. 非常時対応

(1)無限定適正意見とならなかった場合

会計監査人から無限定適正意見があり、監査役から会計監査人の監査の方法又は結果の相当性に異議が出なかった場合には計算書類を報告事項とすることができる（会社法439条）。

仮に会計監査人から無限定適正意見がとれなかった場合、監査役から相当性に異議が出された場合には、計算書類を決議事項として付議しな

ければならない。

(2)自社において不祥事が起きた場合・役員による不祥事

監査役は「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実」を監査報告に記載しなければならない。→当該不祥事が「重大」かどうかを判断し、記載の有無を検討する。仮に「重大」でないと監査報告に記載しなかったとしても、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及び成果」あるいは「対処すべき課題」あるいは社外監査役の不祥事対応として何らかのコメントを記載する例もある。

・従業員による不祥事

監査役は「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての取締役会決議の内容及び運用の相当性について監査報告に記載しなければならない。→当該不祥事が発生したことにより内部統制システムの決定・運用が相当だったのかどうか問題となるため、この相当性についての記載をどうすべきか検討する必要がある。

仮に内部統制システムの決定・運用は相当だったとして監査報告に記載しなかったとして、上記と同様、事業報告にて何らかのコメントを記載する例もある。

IV 株主総会当日の対応

1. 説明義務

会社役員は株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、以下を除く（会社法314条）。

- ①当該事項が株主総会の目的事項に関しないものである場合
 - ②その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合
 - ③正当な理由がある場合として法務省令（規則71条）で定める場合
- ・当該事項について説明をするために調査が必要である場合（事前質問状が出された場合に調査が著しく容易な場合を除く）
 - ・当該事項について説明することにより会社その他の者の権利を侵害する場合
 - ・株主が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

・上記のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

監査役も会社役員として説明義務を負う。近年では監査役・社外監査役を名指しした質問も散見される。

2. 質問された場合の対応

原則として、株主質問に対しては丁寧に回答するが、質問内容によっては回答してはいけない事項もある。

(1)回答してはいけない事項

- ・企業秘密に関わる事項…基本的には決算説明会等で開示済みの事項はコメントし、それ以外は慎重に対応する。
- ・第三者との契約違反になる事項…他社との業務提携の内容など守秘義務違反となり得る事項。
- ・他社への非難・中傷ととられかねない事項…他社との業績比較、他社を例とした不祥事対応などについては慎重に行う。

(2)回答すべきかどうか悩ましい事項

- ①子会社に関する質問。特に子会社での不祥事、業績不振など。

会社法改正を受けて子会社管理の重要性が指摘されており、企業集団における内部統制システムについても重要性が高まっているため、子会社の内部統制システムに関する質問に対してはある程度具体的に回答する必要がある。

特定の子会社の不祥事により連結決算に影響が出ている場合、事実関係・再発防止策につきどのような報告を受けているのか、子会社役員の責任などについては親会社（大株主）としてきちんと回答する必要がある。

②不確定な将来の事項に関する質問

将来の業績予想・事業再開の見通しなど未公表の重要事実を開示してしまうリスクがある。

未公表の事実かどうか、既に開示済みの事実かどうかを確認しておく。

担当役員が複数にわたる場合、回答が異ならないよう内容をあらかじめ統一しておく。

(3)社外監査役への質問

近年、社外取締役・社外監査役へ

の質問も増加傾向にあり、社外役員に回答させる例も増えている。社外役員から回答した方がよい質問としては、

- ・社外取締役が監査委員会・監査等委員会の委員長を務めている場合
当該委員会の活動状況などを質問されたのに対し、委員長を差し置いて社内出身の委員が回答するのは不自然。委員長から回答してもらうことが望ましい。
- ・独立社外の立場からの意見を求められた場合

質問内容によっては議長判断で適任者を指名すれば良いが、社外役員を入れてガバナンス・コンプライアンス強化を図っている以上は社外役員から回答した方が印象がよい。社内役員が回答した後でも社外役員からの回答を検討すべき。社外取締役・社外監査役が回答する場合には、そのための想定問答を準備し、回答者を取り決めておく。総会リハーサルには社外取締役・社外監査役に出席してもらう例もある。

(文責 岩本 泰志)

第551回研修見学会

2019年4月23日

(1)カゴメ(株)茨城工場（茨城県小美玉市） (2)国営ひたち海浜公園（茨城県ひたちなか市）

平成最後の研修見学会は久しぶりにバスガイドが添乗した貸切りバスを利用した。当日キャンセルもあり36人の参加。東京駅八重洲鍛冶橋駐車場を8時過ぎに出発した。

バスは順調に常磐自動車道を走り、予定通り10時に第一の見学先カゴメ株式会社茨城工場に到着した。すぐ、工場建物をバックにして全員で見学記念の写真を撮影をした。(写真はカゴメ(株)の好意により見学終了後参加者各人に配布された)

その後見学者案内ルームに入り、最初にカゴメ(株)の歴史や茨城工場の概要について全員そろってビデオとスライドを使った説明を受けた。同社は飲料・食品・調味料の大手総合メーカーである。創業者蟹江一太郎が1899年(明治32年)、トマト・レタス・人参等の当時日本ではあまりなじみのなかった西洋野菜の栽培に挑戦し、のちに加工に取り組んだ

のが同社の始まりであり、社名や最初の会社のロゴ(六角の星の形)はトマトの収穫に使う「カゴの目」に由来しているとの説明があった。続いて茨城工場の概要説明では、同工場は1962年(昭和37年)6月8日竣工、敷地面積約76,000㎡(東京ドーム約1.6倍の広さ)、従業員数237人(2019年1月1日現在)、同工場での生産品は①業務用ソース(トマト具材の入った500g・1kg・3kg・5kgサイズの多様なソースやケチャップ)②ラブレ(京都の漬物「すぐき」から発見された植物性乳酸菌のラブレ菌が生きたまま入った乳酸菌飲料)③野菜・果物ジュース類(「野菜生活100」等の1ℓホームバック・野菜果実由来の食物繊維がしっかり摂れる「330 スムージー」・低温あらごし製法の「GREENS」)に大別されるとのことであった。商品の説明と合わせて成人の野菜摂取必要量

は一日当たり350gとの説明も受けた。

その後チルド棟にある製造現場の見学と商品の試飲に移った。ここからは製造現場見学⇒商品の試飲のコース組とその逆コース組の2班に分かれて行動した。

製造現場の見学では見学通路からガラス越しに「ラブレ」と「野菜生活100」の生産ラインを見学した。案内人の説明以外にラインごとに現場の社員のビデオメッセージによる説明も受け、見学通路に沿って進んだ。商品の生産⇒検査⇒梱包と続くラインのほとんどが自動運転でステンレス製の製造設備がやたら目につき、従業員の姿はほとんど見ることがなかった。ラブレの容器をレジンから自家生産するラインもあった。また、見学通路の途中にある体験型パネルを使って植物性乳酸菌と動物性乳酸菌との違いや色物野菜に含ま

れる色素（赤色…リコピン&カプサイチン、黄色… β カロテン&ゼアキサンチン、緑色…クロロフィル&ルテイン、紫色…アントシアニン&ベタニン）やその効能について学び、また同社の安全・衛生・環境管理のありかたや原料の調達（同社が1年間に使用する野菜や果実の原料は約830,000トンでこれらの原料を同社の管理の下、世界各地の畑で委託生産している）等についても展示の作業服やパネルを使って詳しく説明してもらった。

試飲ルームでは商品別に具体的説明を受けて試飲したが、ジュース類は少量ずつとはいえ9種類にも及び、お腹いっぱいになった。これらを飲んだだけで“すご〜く健康になった”ような気がする人もいた。リコピンや β カロテンは少し熱を加えた方が効能が増すことも教えてもらった。この後、同社がサポーターになっている「みちのく未来基金」（東日本大震災遺児への奨学金給付基金）の説明を受けて、賛同したほとんどの参加者が寄付を行った。会長の御礼の挨拶の後、各自土産の“スムージー”を頂戴して予定通り11時45分同社を後にして昼食場所「海鮮処森田・那珂湊店」に向かった。

ここでハプニング発生。「海鮮処森田」は近くに3店舗があり、バスは違う森田の店に到着してしまった。改めて那珂湊店へ向かうも、道路はネモフィラ見物の車で渋滞。店の担当者と携帯電話で連絡を取りながら、何とか迂回路を通り30分遅れでの到着となった。店内は予想していた以上に混雑していた。“海鮮刺身定食”で腹ごしらえを済ませ

たが、45分の昼食時間も惜しんで、早めに食事を済ませ地元産の海産物の土産を購入する人も見られた。

昼食後、2番目の見学先、国営ひたち海浜公園へ向かい、14時に到着した。駐車場は最盛期のネモフィラ見物の貸切りバス、自家用車でいっぱいの状況であった。現在の開園面積は約200ha（東京ディズニーランドの約4倍）。案内のパンフレットを見ても広大の一言である。許される滞在時間は90分、西門から入園した。当初は団体貸切りのシーサイドトレインで園内を周遊する予定であったが、予約者多数でトレインの貸切りができず、入園以降は各自自由行動に変更になった。ほぼ全員が歩いてネモフィラが咲いている“みはらしの丘”に向かい、約15分で到着した。目の前に丘一面に咲く満開の空色のネモフィラが飛び込んできた時は何とも言えない感動だった。ネモフィラ見学のための日程の設定は最良であった。みはらしの丘は大勢の見物客で混雑していて頂上への通路はすれ違いが難しいほどであった。丘の頂上からは、茨城港常陸那珂湊港区の工場群（昨年4月の研修見学会で訪問した日立建機(株)茨城工場や東京電力フュエル & パワー(株)常陸那珂火力発電所、コマツ(株)茨城工場等）が荒々しい太平洋と

共に望めた。丘からの戻りの道沿いにある園内売店ではここでしか味わえないという“ネモフィラソフトクリーム”で喉の渇きをいやす人も多数見られた。戻りの道の両サイドには菜の花や水仙も咲き残っていた。園内はまだまだ見るところがあったが時間切れ、あっという間の90分だった。

15時30分、ひたち海浜公園を出発。途中、守谷のサービスエリアで土産物買物のために小休憩をして一路東京を目指した。車中では自作のメモ帳を横目で見ながら“しゃべりすぎ”の経験4年目の若いバスガイドから、今回利用した帝産観光バス(株)の歴史（GHQから進駐軍サービスバスとセダンの運営を命じられ起業したのが同社の始まりなど）のPRがあり、また入社後覚えたという初代コロンビアローズが1957年（昭和32年）に歌ってヒットした“東京のバスガール”も披露された。18時30分、予定より1時間遅れでバスは東京駅に到着した。最後もバスの冷蔵庫に土産物を置き忘れたまま帰った人がいて、当人を探し回るハプニングがあったが（後で無事本人の手元に届く）、当日は晴天にも恵まれ、平成最後の第551回の研修見学会は無事終了した。

（飯盛 孝夫）



佐藤 政夫

我々は今デジタル時代にいる。このデジタル時代というのは、人類史上どのような位置にあって、この時代の後にはどんな時代が来るのだろうか。人類史上たいへんな転換期にきているような気がしてならない。このデジタル時代の中で地球規模の問題となっているのが地球温暖化の問題だ。デジタル時代というのはやさしく言えばコンピュータ時代のことだが、デジタル時代の到来も地球温暖化の問題も人類の急激な脳の発達に起因するようだ。地球環境を変えてしまうほど、脳の発達のスピードが速いのだ。

人類の脳の発達は、火の使用や言葉や文字の発明によって、地球上の至る所に居住が可能となった。その個体数増加スピードも驚異的だ。

地球の年齢は誕生してから46億年が経過している。その長さ比べ、地球上の人口は現在、直近の僅か百年で約四倍の73億人に膨れ上がった。地球表面の平均温度も、40万年以上に亘り間氷期の温暖期も、摂氏14度程度であったものが、人間の活動によって摂氏1度近くも上昇してしまったのだ。

人類の脳の発達も地球自然の流れの中の一現象に他ならない。

人類の頭脳が発達するという自然現象が、地球の表面温度を変えるという現象を引き起こしているのだ。

人類の脳には動物が本来持っている本能と知能があるが、現在の人類はその知能が急激に発達してきている。

このデジタル時代というのは、知能が本能を凌駕する時代とも考えられる。これからの近未来を

考えると、世界中に200近くもある国や民族が、他の国や民族よりも衣食住において、より良い物を望む本能が優先すれば、地球上の全人類を滅ぼすほどの核爆弾が使われ、一時的に人類は滅亡に向かうかもしれない。

しかし、ここに来て人類は発達した知能で、0と1で表すコンピュータ言語を発明して世界共通語を得た。しかもこの言語には視覚と聴覚の機能がついているのだ。そして、瞬時に地球上の全人類との情報の交換が可能になった。

巷では、囲碁、将棋、チェスなどのゲームではプロの棋士でもコンピュータソフトに勝てなくなっているし、俳句、小説そして絵画までも描くようになってきた。この先の社会は、一体どのようなようになってゆくのだろうか。

小説家、椎名誠が、彼の長編SF小説『アド・バード』で人類の未来を語っている。その中では、人類は人にそっくりなロボットをたくさん作り、そのロボットが動き回り、本当の人間は、ほとんどいなくなる社会を描いている。

この本は1997年出版だが、近年のロボットの進出は、この小説の内容を裏付けているようだ。

しかし、人類は、椎名誠の描く『アド・バード』の社会になる前にこのコンピュータ言語を使って、現在に至る二百近くに分かれてきた国家、民族間の理解が深まり、分派から統一の時代に向う可能性もある。

さらにこの言語を、国家、民族の枠を超えて、理解を深め、地球温暖化等、地球環境問題や人種間の紛争問題解決に役立ててほしいものである。

〈お断り〉

4月4日開催の第758回講演会「メディアにおける調査報道とその成果」(朝日新聞編集局編集委員 奥山俊宏氏)の講演要録は都合により休載します。



句遊会

四月詠草

皇居・東御苑 吟行

つくし生ゆ昔のひかり天守台

森 邦彦

今日満開桜も桜でない花も

城戸崎雅崇

石垣の黒き威厳や花の散る

佐藤 政百

春日影百人番所の深庇

安井 正浩

如何にせむ松の廊下のあだ桜

清家 静楓

万葉の令和ことほぎ桜咲く

中山 知祐

長閑なり今は番所に見学者

石原 克己

当季雑詠

風光るとんび輪を描くちぎれ雲

生江沢五風

花冷に昨夜の宴の余韻かな

大仲 正敏

桜散り昭和平成遠くなり

川田 勝美

太宰府の梅の香りの令和かな

眞田 宗興

写友会



厳冬の八ヶ岳－阿弥陀岳
羽持 彰

長野県八ヶ岳行者小屋前から
(2019年1月厳冬期マイナス15℃寒かった！)

事務局通信



◆行事報告

第163回理事会

4月18日(木)10:00~12:00 文京区民センター

会報委員会

編集 4月10日(水)10:00~12:00 事務局

校正 4月19日(金)10:00~12:00 事務局

広報委員会

4月10日(水)14:00~17:00 文京区民センター

◇一般部会

第551回研修見学会

4月23日(火)8:00~18:30 カゴメ(株)茨城工場
国営ひたち海浜公園

第758回講演会

4月4日(木)14:00~16:00 日比谷図書文化館
講師 朝日新聞編集局編集委員 奥山俊宏氏
演題 メディアにおける調査報道とその成果

◇監査部会

第318回監査セミナー

4月5日(金)14:30~17:00 スカイホール
(他定期:1名、個別:1名、体験:2名)

講師 日比谷パーク法律事務所
パートナー弁護士 松山 遥氏
テーマ 2019年株主総会に向けての留意点

第10回監査基礎講座

4月17日(水)14:00~17:00 文京区民センター
講師 元三菱電機プラントエンジニアリング(株)
監査役 菅野重雄氏

テーマ 監査役等の在り方を考える

第8回会計基礎講座

4月12日(金)14:00~17:00 文京区民センター

講師 証券取引等監視委員会
委員・公認会計士 浜田 康氏
テーマ 会計士監査と監査役監査

第226回監査実務研究会

4月22日(月)14:00~17:00 文京シビックセンター
問題提起者 三菱電機システムサービス(株)
常勤監査役 菊谷 純氏

コーディネータ ユービーアール(株)常勤監査役 斎藤安弘氏
テーマ 子会社監査役の役割

第77回スタディグループ分科会

4月11日(木)14:30~17:00 文京区民センター
発表者

コーディネータ兼リーダー
元王子タック(株) 常勤監査役 荒木道雄氏
昭和リース(株) 常勤監査役 神保卓哉氏
三菱電機住環境システムズ(株) 常任監査役 荒木 茂氏

テーマ 監査役は、こんな時どうする?

第78回監査技術ゼミ

4月3日(水)14:00~17:00 文京シビックセンター
講師 サイバートラスト(株)常勤監査役 小林正一氏

テーマ 「2019年版取締役職務執行確認書」の解説

取締役職務執行確認委員会

4月15日(月)10:30~12:00 事務局

◇生涯学習部会

写友会 撮影会

4月5日(金)11:00~14:00 昭和記念公園

出席者

15

7

7

8

36

91

82

44

33

42

34

34

35

6

16

画友会 野外写生会

4月13日(土)10:00~16:00 旧古河庭園 10

句遊会 吟行句会

4月3日(水)11:00~16:00 皇居東御苑、菱友会会議室 11

楽友会 例会

4月25日(木)13:00~17:00 福祉センター江戸川橋 19

棋友会 例会

4月23日(火)13:00~17:00 東京六甲クラブ 11

◇同好会

声友会

4月9日(火)13:00~16:00 (銀座)505 9

楽器演奏同好会

4月28日(日)15:00~17:00 横浜岩間町プラザ 10

江戸文化研究会

4月20日(土)14:30~16:00 東京都水道歴史館 27

◆会員・会友異動

(新入会員)

○山口美智子 (株)M.I.Tホールディングス 常勤監査役

紹介:西川 健氏

○柿沼 実 (株)流通サービス 常勤監査役

○上田英治 双信電機(株) 常勤監査役

○齋藤貢一 (株)建設技術研究所 常勤監査役

○近藤太一 (株)日経H.R. 監査役

○細川琢夫 AI inside(株) 常勤監査役

○澁谷 信 不二製油グループ本社(株) 常勤監査役

紹介:古川孝宏氏

○関野いづみ Hamee(株) 常勤監査役

紹介:吉田郁夫氏、山田貞一氏

(新入会友)

○野末正博 (株)セレスポ 独立社外取締役

紹介:渡部 潔氏

(交替会員)

○三木 元 エム・ユー・トラスト総合管理(株) 常勤監査役

前任:高橋三二郎氏

○三浦靖行 メルテック・ビジネス(株) 常任監査役

前任:筑前賢一氏

○大木隆夫 三菱電機エンジニアリング(株) 常勤監査役

前任:依田文夫氏

○深谷和章 王子木材緑化(株) 常勤監査役

前任:伊東隆男氏

○高山与兵衛 (株)ワイヤ・アンド・ワイヤレス 常勤監査役

前任:椿山英樹氏

○藤井 明 アールワイ保険サービス(株) 常勤監査役

前任:八木和宏氏

(退会会員)

○山下直之 三菱商事ロジスティクス(株) 常勤監査役

○米山辰三 日本電産トーンク(株) 常勤監査役

○小田高士 東邦チタニウム(株) 常勤監査役

○武藤 章 アサヒグループホールディングス(株) 常勤監査役

○中島 修 (株)日経リサーチ 監査役

○中島 孝 (株)商船三井 常勤監査役

○寺澤克己 協栄産業(株) 常勤監査役

○坂田典一 楽天生命保険(株) 常勤監査役

(退会会友)

○小松孝雄 元小田急建設(株)

○大間 武 元生活協同組合パルシステム千葉

○宮川至剛 元菱電商事(株)

○北條幸一 元日本鑄造(株)

○浅見 博 元ベルノックス(株)

(会員から会友へ)

○筑前賢一 元メルテック・ビジネス(株)

○松下洋二 東京パワーテクノロジー(株) 顧問

会 員	会 友	計
190	141	331

2019.4月末現在

編集後記

☆新天皇陛下が御即位され、「令和」の時代が始まりました。☆30年にわたった「平成」の時代を振り返りますと、グローバル化の進展の中でコーポレートガバナンスの強化が求められ、監査役についても制度改革がいろいろと行われました。☆そのような情勢変化を受け、監査役の皆様の研鑽の場として監査懇話会のセミナー、講演会、勉強会もますます盛んになっています。☆会報でも毎号でセミナー、講演会等の内容を紹介し、皆様のお役に立てることを目指してまいりました。今後とも、明るく、楽しく、役に立つ会報作りを目指し努力いたしたいと存じます。
(中山 祐伸)